

平成 27 年（2015 年）版 体系別 司法試験・予備試験 短答 過去問集 民法 I  
誤植訂正表

2015 年 8 月 19 日  
スクール東京

ページ	該当箇所		変更前	変更後
	問題番号	場所		
240	司法 23-7	4 肢 解説 下から 2 行目	B は C に対して所有権移転登記がないことを理由に所有権を主張することはできない。	<b>B は登記なくして C に所有権を主張することができる。</b>
249	予備 26-4	エ肢 解説	<p>A は、B の代理人として、C 所有の甲土地を買い受けている。しかし、A は、B に甲土地の登記を移転する前に C から買受け、自ら所有権移転登記を具備している。この場合は、A は、背信的悪意者にあたる。なぜなら、A は、B の代理人として、C と取引を行っている。代理人は、本人 A のために取引を行うべきものである。したがって、B 自らが C と直接取引を行って登記を具備することは、A との関係では、信義に反しており、自由競争において保護すべきものとはいえないからである。</p> <p>もっとも、B から登記を取得した D に対しては、A は登記が必要である。特段の理由ない D に A が登記なくして対抗できないとすると取引の安全が害される点で不都合である。また、法律上も、B が登記なくして A に対抗できるのは、B に権利がないからではなく、信義則上 A に権利を主張できないためである。したがって、B に権利がある以上、D には、有効に権利を承継できる。</p> <p>そのため、D は、当事者及び包</p>	<p>A は、B の代理人として、C 所有の甲土地を買い受けている。しかし、A は、B に甲土地の登記を移転する前に C から買受け、自ら所有権移転登記を具備している。この場合は、A は、背信的悪意者にあたる。なぜなら、A は、B の代理人として、C と取引を行っている。代理人は、本人 <b>B</b> のために取引を行うべきものである。したがって、<b>A</b> 自らが C と直接取引を行って登記を具備することは、<b>B</b> との関係では、信義に反しており、自由競争において保護すべきものとはいえないからである。</p> <p>もっとも、<b>A</b> から登記を取得した D に対しては、<b>B</b> は登記が必要である。特段の理由ない D に <b>B</b> が登記なくして対抗できないとすると取引の安全が害される点で不都合である。また、<b>法律上</b>、B が登記なくして A に対抗できるのは、<b>A</b> に権利がないからではなく、信義則上 <b>B</b> に権利を主張できないためである。したがって、<b>A</b> に権利がある以上、<b>D は</b>、有効に権利を承継できる。</p> <p>そのため、D は、当事者及び包</p>

		<p>括承継人以外で登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者である。したがって、Dが、177条の第三者にあたる以上、この者に対抗するAは、登記が必要となる。</p>	<p>括承継人以外で登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者である。したがって、Dが、177条の第三者にあたる以上、この者に対抗するBは、登記が必要となる。</p>
--	--	--	--